

令和5年度 第2回 五泉市国民健康保険運営協議会会議録

開催日	令和 5年12月20日 水曜日		
開催場所	五泉市役所5階 第2委員会室		
出席者	会長	小林 泰訓	
	副会長	魚野 洋樹	
	委員	(第1号) 森 智子委員 浅井 隆子委員 齋藤 博子委員 杉山 眞弓委員 (第2号) 相田 悟委員 (第3号) 阿部 周夫委員 山田 正良委員 波塚 静亮委員 小林 泰訓委員 魚野 洋樹委員 (第4号) 新井 弘幸委員 荒井 悟委員	
	説明員	田邊市長 佐藤副市長 税務課 林課長、内川課長補佐、齋藤係長 健康福祉課 林課長、佐久間課長補佐、松川係長 地域振興課 瀬倉係長 市民課 風間課長、黒谷課長補佐、高橋係長	
	書記	市民課 阿部主事	
欠席委員	(第1号) 亀山 公子委員 (第2号) 歌川 祐二委員 金子 洋 委員 梁取 明彦委員 笹川 真司委員		

付 議 事 件 及 び 審 査 結 果

- | | |
|---------|--|
| 国保選第1号 | 五泉市国民健康保険運営協議会会長の選出について |
| 国保選第2号 | 五泉市国民健康保険運営協議会副会長の選出について |
| 報告第4号 | 五泉市国民健康保険特別会計補正予算について |
| 議 第 1 号 | 令和6年度五泉市国民健康保険税の税率について |
| そ の 他 | 五泉市特定健康診査等実施計画(第4期)(案)・五泉市国民健康保険データヘルス計画(第3期)(案)について |

会議録署名委員 杉山 眞弓 委員

午後 1 時 15分 開 会

議 事 の 経 過 概 要

——— 主な質疑・意見等 ———

黒谷市民課
課長補佐

それでは、定刻になりましたので、始めさせていただきます。笹川委員が遅れてまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、皆さまよりご多用の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ご案内の時間となりましたが、開会に先立ちまして、本日ご欠席されております委員のご報告と委員の交代のお知らせ、及び資料の確認を行います。

初めに、本日ご欠席されております委員は、被保険者代表 亀山公子委員、医師等代表 歌川祐二委員、金子洋委員より欠席のご報告をいただいております。

また、梁取明彦委員は令和5年12月12日に逝去されました。心からご冥福をお祈りいたします。

続きまして、委員の交代についてであります。

皆さまご承知のとおり、本年11月に任期満了により市議会議員が改選され、公益を代表する委員に変更がございましたので、ここでご紹介をさせていただきます。

まず、引き続き、本協議会の委員にご就任されますのが、波塚静亮委員であります。

次に、新たに委員にご就任されるのが、阿部周夫委員、山田正良委員、小林泰訓委員、魚野洋樹委員の4名であります。なお、任期につきましては、本年11月7日から令和8年1月31日までの前委員の残任期間が任期となります。

それでは、新たに委員になられた皆さまも含めまして、皆さまから自己紹介をお願いしたいと思います。

はじめに、市長、次に副市長、それから本日配布してあります委員名簿に記載の順により、森委員から順次お願いいたします。

～自己紹介～

ありがとうございました。

このほか、本日は健康福祉課、税務課、市民課の担当職員が出席しておりますが、時間の都合もありますので、お手元の座席表により紹介に代えさせていただきます

次に、資料の確認をお願いいたします。

本日は、令和5年度第2回五泉市国民健康保険運営協議会議案書、令和5年度第2回五泉市国民健康保険運営協議会議案書参考資料、五泉市特定健康診査等実施計画（第4期）（案）・五泉市国民健康保険データヘルス計画（第3期）（案）の3冊を、事前に送付させて頂いております。

もし、ご用意のない方がいらっしゃいましたら、お申し付けください。

<p>風間市民課長</p>	<p>あらためまして、本日はご多用の中、ご出席を賜りまして、大変ありがとうございます。</p> <p>ただ今から、令和5年度 第2回五泉市国民健康保険運営協議会を開催いたします。</p> <p>ここからの会議の進行は、協議会規則では会長から進行していただくこととなりますが、新たな委員により会長が選出されるまでの間、風間課長が会議を進行いたします。</p> <p>それでは、風間課長お願いいたします。</p> <p>それでは、会長が選任されるまで議事を進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は 12 名で過半数に達しておりますので、協議会規則第5条の規定により、令和5年度 第2回五泉市国民健康保険運営協議会を開会いたします。</p> <p>それでは、次第の二、あいさつといたしまして、田邊市長より一言ごあいさつ申し上げます。</p>
<p>田邊市長</p>	<p>本日は、年末の慌ただしい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>また、今ほど紹介がありましたが、議員の改選により新たに委員にご就任いただきました皆さま方におかれましては、心より感謝申し上げますとともに、これからの国保事業に対しますご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、今ほど司会から報告がありました通り、医師会等を代表の梁取明彦委員がご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。</p> <p>さて、8月の第1回協議会におきまして、令和4年度の決算についてご説明させていただきましたが、収支の差額約1億10万2千円の繰越など、9月定例市議会で決算を認定いただいたところであります。</p> <p>しかしながら、後ほどご説明を申し上げますが、五泉市の国保財政は、団塊の世代が令和4年度から後期高齢者医療制度に移行することにより被保険者数が減少し、税収が大きく落ち込むことが想定されます。また、1人当たり医療費の増加に伴い保険給付費が増加するなど、厳しい状況が続く、財政の安定化を図るため、近い将来基金を取り崩さざるを得ない状況になることが見込まれます。市民の健康づくり、健康を守ることを最優先にし、国保の健全運営に努めていかなければならないと思っております。</p> <p>このような中、令和6年度の予算編成作業を進めているところであります。国民健康保険特別会計におきましても、健全に運営ができるよう、編成することとしております。</p> <p>本日は、その基盤となる令和6年度の税率についてご審議をいただきたく、お集まりいただいたところであります。忌憚のないご意見をお聞かせいただけますようお願い申し上げます。あいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>

風間市民課長	次に、次第の三、議事に移ります。 国保選第1号 五泉市国民健康保険運営協議会会長の選出についてを議題といたします。なお、会長の選出につきましては、議案書3ページに記載のとおり、国民健康保険法施行令第5条及び、五泉市国民健康保険運営協議会規則第3条並びに同条第2項の規定によりまして、公益を代表する委員の中から選出することになっておりますが、どのように選出したらよろしいでしょうか。どなたかご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。
阿部委員	はい。
風間市民課長	阿部委員。
阿部委員	指名推選でお願いいたします。
風間市民課長	他にございませんでしょうか。 ないようでありましたら、ただいま指名推選というご意見がありました たが、それでよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
風間市民課長	それでは異議なしと認めます。よって、指名推選とすることに決定 いたしました。 それでは、どなたか指名をお願いいたします。
阿部委員	はい。
風間市民課長	はい、阿部委員。
阿部委員	小林泰訓委員を指名いたします。
風間市民課長	ただいま小林委員を会長にとのご意見がありましたが、他にご意見 ございますか。
山田委員	はい。
風間市民課長	山田委員。
山田委員	私は、経験豊かな阿部委員を推薦します。
風間市民課長	ただいま阿部委員を会長にとのご意見がありましたが、他にご意見は ありますでしょうか。 休憩します。 再開します。 休憩中に阿部委員から辞退という話がありました。

委員	小林委員を会長に指名することでご異議はございませんでしょうか。 異議なし。
風間市民課長	ご異議ございませんので、会長には小林委員が選出されました。小林委員は会長席にご着席ください。 それでは、ここで議長を交代させていただきます。 ご協力ありがとうございました。
小林会長	今ほど突然の指名でありまして、非常に戸惑っているんですが、皆さんからですね、ご協力をいただきながら、精一杯、この運営委員会に努めて参りたいと思います。 どうぞ皆さんよろしくお願い申し上げます。 それでは、国保選第2号 五泉市国民健康保険運営協議会副会長の選出についてを議題といたします。なお、副会長の選出につきましても、会長と同様に公益を代表する委員の中から選出することになっておりますが、どのように選出したらよろしいでしょうか。どなたかご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。
阿部委員	はい。
小林会長	はい、阿部委員。
阿部委員	指名推選でお願いいたします。
小林会長	他にございませんでしょうか。 ないようでありましたらただいま指名推選というご意見がありました が、それでよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
小林会長	はい、それでは異議なしと認めます。よって、指名推選とすることに決定いたしました。 それでは、どなたか指名をお願いいたします。
阿部委員	はい。
小林会長	はい、阿部委員。
阿部委員	魚野委員を推薦します。
小林会長	ただいま魚野委員を副会長にとのご意見がございました。 他にご意見ございますか。

山田委員	はい。
小林会長	はい、山田委員。
山田委員	波塚委員が適任かと思えます。
小林会長	はい、波塚委員という指名でありますね。 ほかにありませんでしょうか。 休憩します。 それでは再開します。 はい。今ほど、波塚委員から辞退という話がありました。そうなりますと、魚野委員が副会長にということになりますが、皆さんいかがでしょうか。
委員	異議なし。
小林会長	特にないようでありますので、魚野委員を副会長に指名することでご異議ございませんでしょうか。
委員	異議なし。
小林会長	ご異議がございませんので、副会長には魚野委員が選出されました。 それでは、魚野委員は副会長席にご着席ください。 それでは、魚野副会長から一言ごあいさつをお願いします。
魚野副会長	はい。ただいま、それこそ私も突然の指名ということで、私自身も驚いておりますが、皆様と一緒に、そして会長とともに、よりよくしっかりと副会長務めさせていただきたいと思えます。本当に新参者で、まだまだ右も左もわかりませんが、どうぞ皆様、ご教示ください。よろしくお願いたします。
小林会長	はい、ありがとうございました。 次に、会議録署名委員の指名であります。協議会規則第11条第2項の規定により、杉山眞弓委員を指名いたします。 よろしくお願いたします。 また、本日の会議は午後3時を目途に終了したいと考えておりますので、議事運営にご協力くださいますようお願いいたします。 次に、報告第4号五泉市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。それでは説明をお願いいたします。
田邊市長	議長。
小林会長	はい、市長。

田邊市長	<p>報告第4号 令和5年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明申し上げます。</p> <p>令和5年9月定例会市議会において1億5,582万5千円を、歳入歳出の総額にそれぞれ追加いたしました。</p> <p>以上、令和5年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算の概要について申し上げますが、詳細につきましては市民課長に説明させます。</p>
風間市民課長	はい。
小林会長	はい、風間課長。
風間市民課長	<p>はい。それでは、報告第4号五泉市国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。議案書7ページをお願いいたします。</p> <p>1. 令和5年度五泉市国民健康保険特別会計補正予算第2号についてであります。令和5年9月定例会市議会におきまして、予算の補正を行ったものであります。主な内容を記載してございますが、歳入につきましては、低所得者に対する保険税軽減分を公費で負担する保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）3,679万4千円、低所得者を多く抱える保険者を支援する保険基盤安定繰入金（保険者支援分）1,899万8千円、令和4年度の繰越金が確定したことによる繰越金1億10万1千円の追加が主なものであります。</p> <p>歳出につきましては、財政調整基金積立金1億4,876万6千円、令和4年度の交付金の精算による県への償還金として549万4千円、令和4年度決算が確定したことに伴う一般会計繰出金156万5千円の追加が主なものであります。</p> <p>以上、五泉市国民健康保険特別会計補正予算につきまして、ご報告いたします。</p>
小林会長	<p>それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。</p>
波塚委員	はい。
小林会長	はい、波塚委員。
波塚委員	軽減保険税軽減分の3,679万4千円。これ追加でよろしいんですよね。どういう中身か教えてください。
風間市民課長	はい、会長。
小林会長	はい、市民課長。
風間市民課長	保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）であります。保険税軽減相当額を公費で補填するもので、県が4分の3、市町村が4分の1を繰入するものであります。国保税の本算定に伴い増額となったものであります。

波塚委員	はい。
小林会長	波塚委員。
波塚委員	もう1点、歳出で財政調整基金積立1億4,876万6千円を追加するということですが、総額で累積幾らになっておりますでしょうか。
風間市民課長	はい、会長。
小林会長	はい、市民課長。
風間市民課長	財政調整基金積立金であります、令和4年度末で6億6,855万1,135円となっております。今後増減なしで今回の補正額元金のみであります。が積み立てるといたしましたら、8億1,731万7,135円となっております。
波塚委員	はい、わかりました。
小林会長	はい、よろしいですか。他にありませんか。 はい、ないようでありますので、報告第4号を終了いたします。
	次に、議第1号 令和6年度五泉市国民健康保険税の税率についてであります。それでは説明をお願いします。
田邊市長	はい、議長。
小林会長	はい、田邊市長。
田邊市長	それでは議第1号 令和6年度五泉市国民健康保険税の税率について、ご説明申し上げます。 この度、令和6年度の国民健康保険特別会計の収支見込みについて、令和5年度と同様の税率及び額により試算した結果、収支の均衡を図ることができる見込みとなりました。 このことから、令和6年度は税率を据え置いたうえで、事業運営を行ってまいりたいというものであります。それでは、諮問事項を読み上げます。 ～諮問書を読み上げ、会長へ渡す。～
黒谷課長補佐	すみません、ここで市長・副市長が所用のため退席されます。皆様のお手元には、今ほどの諮問書の写しをお配りいたしますので、お目を通していただければと思います。それから笹川真司委員ですが、先ほど遅れて参りますということをお話しましたが、欠席になりましたのでご報告いたします。
小林会長	はい、今ほど諮問を受けましたので、当協議会といたしましては、慎

	<p>重な審議を行い、答申案をまとめたいと思います。本日のうちに皆様のお考えを一度確認させていただき、答申案を作成できるよう準備を進めたいと思います。</p> <p>審議を行うにあたり、事務局より説明をお願いします。</p>
風間市民課長	はい、会長。
小林会長	はい、市民課長。
風間市民課長	<p>それでは、議第1号令和6年度五泉市国民健康保険税の税率について、ご説明申し上げます。議案書の9ページをお願いいたします。</p> <p>令和6年度につきましては、今ほど市長から説明がありましたとおり、税率を据え置くというものであります。</p> <p>令和6年度も、団塊の世代の方の後期高齢者医療制度への移行などにより被保険者数が減少することが見込まれます。また医療費は、新型コロナウイルス感染症の分類が2類から5類に変更されたことに伴い、医療機関への受診控えの反動などから受診が増え、一人当たりの医療費は増加傾向にあります。</p> <p>これらの状況と、これまでの推移や今現在の情報等を勘案いたしまして歳入歳出を試算した結果、令和6年度につきましては、収支の均衡を図れると見込んだものであります。</p> <p>ここで恐れ入りますが、若干お時間をいただきまして、参考資料をご覧いただきたいと思ひます。</p> <p>1ページにつきましては、平成18年度の合併後に国保税率を定めた時点からの改定状況であります。税率につきましては、平成25年度より据置いております。2ページにつきましては、令和4年度決算額と、令和5年度から令和8年度まで、合わせて4年間の収支の見込みを記載してございます。3ページにつきましては、それぞれの年度の、それぞれの項目で大きな動きのあるもの等を記載してございます。4ページにつきましては、決算収支・基金の推移と今後の見込みをグラフで示しております。</p> <p>その中から主なものをご説明させていただきます。</p> <p>まず、3ページの一番上の歳入の網掛けの部分でございます。こちらにつきましては、世帯数と被保険者数について年度末の見込の推移を記載したものであります。先ほど申し上げましたが、団塊の世代の方が後期高齢者医療制度に移行する影響などで、令和6年度につきましては、被保険者数で前年度に比べまして600人の減少を見込んでいます。令和7年度では580人、令和8年度では260人ということで、被保険者数は減少すると見込んでおります。それに伴いまして、その下の国民健康保険税につきましては、例年の試算方法によりまして1人当たり課税所得額を見込みまして、その傾向が続くという前提で試算を行っております。令和6年度につきましては令和5年度に比べまして、約8,000万円の減収を見込んでおります。令和7年度につきましては令和6年度に比べまして、約4,730万円の減収、令和8年度につきましては令和7年度に比べまして、約2,500万円の減収と試算しております。</p> <p>続きまして、2ページ歳入の上から8行目、分担金及び負担金であり</p>

ます。特定健康診査における個人負担金であります。特定健診は、生活習慣病の予防のため、40歳から74歳の方にメタボリックシンドロームに着目した健診を行うもので、1人1,300円の負担をいただいております。ただし、40歳から44歳、50歳から54歳、70歳から74歳、障がい者手帳などをお持ちの方は無料としておりますが、令和4年度の特定健診受診率が39.3%で、県内30市町村中29番目と低い状況であります。そのため、現在はナッジ理論を活用した受診率向上の取り組みを行っておりますが、さらに、特定健診の料金を無料にして受診率向上を図っていきたいと考えているところであります。

2ページ歳入の表の下から4行目、基金積立金繰入金であります。令和6年度に8,901万7千円と記載しておりますが、令和6年度からは、基金を繰り入れることで収支の均衡が図れると試算しております。

続きまして歳出に移らせていただきます。

2ページ歳出の表の一番上、総務費であります。金額は概ね減少傾向であります。

続きまして、歳出の表2つ目の保険給付費になります。こちらにつきましては、被保険者数の減少に伴いまして、令和6年度は、前年度から約2億800万円の減、令和7年度は約1億4,900万円の減、令和8年度につきましては約1,700万円の減を見込んでおります。

保険給付費の中ほど、審査支払手数料につきましては、新潟県国民健康保険連合会に支払うもので、国保中央会のシステム改修に伴い手数料が増額改定となったものであります。こちらの保険給付費につきましては、原則かかった分が全額、県からの交付金で賄われるものでございます。

続きまして、歳出の表の下から5行目、国民健康保険事業費納付金であります。こちらは、県が県内全体の国民健康保険の医療費を推計しまして、それに基づき各市町村に負担金として納付を求めるものであります。令和6年度につきましては、県から確定通知がまだきておりませんので、令和5年度とほぼ同額としております。国からの時限的な財政支援が令和5年度までで、納付金が増額となる見込みでありましたが、普通調整交付金に振り替えられるという情報もありますので、県からの情報を注視してまいりたいと思っております。こちらの動きによっては、財政面で大きな影響があると考えております。

続きまして、その下、保険事業費であります。こちらは、健診にかかる費用などを計上しておりますが、現在、35歳から74歳の被保険者に人間ドック、脳ドック、がんドックの費用助成を、2万5千円を上限に助成しているところでありますが、満40・45・50・55歳の人間ドック費用の助成額を1万5千円上乘せし、上限を4万円に拡充したいと考えております。歳入でも申し上げましたが、特定健診受診率が低いこと、また一人当たりの医療費が高いことなどから検討しているところであります。かかる費用の財源につきましては、財政調整基金を活用したいと思っております。特定健診や、人間ドックを受診していただくことで、早期発見・早期治療が行われ、受診率向上や医療費削減につながり、健全な国保財政を運営していくことができると考えております。

続きまして、基金積立金でございます。基金の積立金につきましては、令和6年度は基金繰り入れを見込んでおりますので、積み立ては基金の

	<p>利息を見込んでいるものであります。</p> <p>4ページをご覧ください。こちらは決算収支・基金の推移と今後の見込みをグラフで表しております。黒い棒グラフが基金積立、白い棒グラフが基金取り崩しとなります。近年は国からの財政支援や、コロナによる受診控えなどで基金への積み立てが可能でしたが、今後は、最初に申し上げましたとおり、被保険者数の減少などで基金の繰り入れが必要と見込んでおります。また折れ線グラフで示したとおり、単年度収支が減少し、基金残高も減少する見込みであります。令和8年度末の基金保有額は、3億2,000万円になると試算しております。</p> <p>今後の収支の見込みについて、お話させていただきました。当面は基金を繰り入れし、収支の均衡を図れる見込みでありますので、令和6年度の保険税率等につきましては、据え置きとし、健全に国保の運営を行ってまいりたいというものであります。</p> <p>以上、令和6年度五泉市国民健康保険税の税率について、ご説明いたしました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
小林会長	<p>はい、それでは質疑に入ります。</p> <p>ただいまの説明に対し、ご質疑ありませんか。</p>
波塚委員	<p>はい。</p>
小林会長	<p>はい、波塚委員。</p>
波塚委員	<p>基金の額が8億ということですので事業高に対して10%以上剰余ですので、将来的な見通しはおっしゃる通り、少子高齢化が進みますので、財政的には厳しくなるだろうというふうに思いますが、今現在、一番大きいのはですね、やっぱり協会けんぽなり、一般のものと比べると相当に高い負担率になっております。そのことに対する認識はいかがなんでしょうか。</p>
風間市民課長	<p>はい、会長。</p>
小林会長	<p>はい、市民課長。</p>
風間市民課長	<p>五泉市の保険税率が高いという理由の一つとして、やっぱり医療費が高いということが要因であると思っておりますので、医療費の部分が抑えられると、保険税率も下げることが可能になるのではないかとこのように考えております。</p>
波塚委員	<p>はい。</p>
小林会長	<p>はい、波塚議員。</p>
波塚委員	<p>私が聞いているのはそういうことではなくて、要するに協会けんぽの所</p>

得に対する掛け率があるじゃないですか。それと国保の税率があるわけで、試算するとおわかりになると思いますけども、現状でいうとですね、応能割と言われてる所得税率のところで行くと、それぞれの医療費給付費分、後期高齢者分、介護納付金分だと13.78%じゃないですか。その他に平等割、均等割、それぞれ各自治体によっても違うわけですけども、五泉市の場合は1人当たりの、国保税が非常に高いというのが私の認識でございます。そうした中で今、物価高騰が続いております。特に、低所得者への負担が非常に大きい制度というふうに思っています。将来見通しのことについては、別に否定はしませんけども、もっと下げる努力をできるんじゃないかというふうに思っております。最低でも、この間の選挙で話をしたのは、1世帯あたり1万円ぐらい下げられるんじゃないかと。これがずっと続けられるかどうかは別にしてもね、要するに8億という黒字基金を持ってるわけですから、それかもしくは、低所得者への減免制度をですね拡充する、今現在最低でも7割ですよ、しかも43万円の所得に対しても税がかかるわけですよ。

通常であれば所得税は税金かからないじゃないですか、住民税もね。国保税っていうのは本当に情け容赦ないんですよ。特に財政問題はね、私は一定の理解はしてますけども、もうそれ以上にですね、今の年金生活者高齢者多いわけですから、そういう方たちの負担を考えたときに、多分据え置くということで大して意見が出ないだろうというふうに思われたかもしれないですけども、私はやっぱりね、8億という基金があるわけだから、ちゃんと返すべきだというのが私の主張であります。

国保新聞、最近よく読むようになりました。皆さんどこにも行ってますよね。いいこと書いてあるんですよ。よく読むと。全国市長会もね、もっと国が財政を投入して、低所得者にも安心できる国保にしろというふうに言ってますし、財政が厳しいってのはこれからの話ですから、とりあえず、私は今の緊急時物価高騰これだけ続いて先が見えないという状況ですから、ぜひ検討いただきたいなというふうに思います。

風間市民課長

はい。

小林会長

はい、市民課長。

風間市民課長

波塚委員のお話については十分検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

小林会長

はい、他にありませんか。

齋藤委員

はい。

小林会長

齋藤委員。

齋藤委員

今現在は8億の基金があるということで6年度からですか、基金を取り崩していかなければいけないことですが、8年度末には3億2,000万ということですが、基金残高としては最低限どのくらいというふうに見込んでおられますか。

小林会長	はい、市民課長。
風間市民課長	基金の残高についての具体的な推移というものを、どのくらいという金額の方は定めておりません。
齋藤委員	はい。
小林会長	はい、齋藤委員。
齋藤委員	ないと思いますけど、やっぱりこの程度の貯金がないと不安だっているのは多分あると思うので、そういった意味での基金残高としてはどのくらいを思っていますかということです。
小林会長	休憩します。
風間市民課長	はい。
小林会長	再開します。市民課長。
風間市民課長	申し訳ありませんでした。基金の保有額なんですけど、令和3年度で1人当たりでいきますと市町村の平均で約3万円になります。そのうち五泉市は、6万円ほどとなっておりますので、やはり高い方になるかと思えます。基金をどのくらい持っていればという基準はありませんので、なかなか難しいところですが、今後の推移を見通す中で、このくらいは必要だろうというのを、その都度考えていく必要があるのかなというふうに思っております。以上です。
齋藤委員	ありがとうございました。
小林会長	他にありませんか。
波塚委員	はい。
小林会長	はい、波塚委員。
波塚委員	再度言いますが、財源はあるというふうに思います。だからそういう意味ではね、今1人当たり3万円のところ、市が6万円って言ってましたよね。 被保険者数が6,800人ぐらいでしたっけ、それで割れば出るわけですから。1人当たりじゃなくて世帯数は6,700世帯弱ですよ、世帯で割ると要するに10万円ぐらいあるわけですよ。 だから私は1世帯で1万円還元しても、現状はね、十分オーケーだというふうに思いますので、この物価高騰で苦しんでる人たちにどういう還元をするかは別にしても、やっぱり基金の金額として私は多いと思います。他の市町村に比べてっていうだけじゃなくて、これくらいも持たなくても十分やっていけるというふうに思いますので、先々のことはもち

	<p>ろん厳しくなるのははっきりしてますから、それなりの用意はしながらね、歳出も押さえなきゃならないわけでしょ、健康づくりの問題とかいろんな、いわゆる病気にならない、重たい病気にならない、そういうこともやりつつね、一方でやっぱり税の負担に耐え、大変な人がいっぱいいるというのも事実ですから、そこに対するアプローチは、私はしないと駄目なんじゃないかというふうに思いますので、強く要望いたします。</p>
小林会長	<p>はい、他にありませんか。</p> <p>はい。では、ないようでありますので議第1号に対する質疑を終了いたします。</p> <p>議第1号について、原案の通り決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>異議あり。</p>
小林会長	<p>はい。異議ありというふうな声がありましたので、それでは皆さんから、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。</p> <p>原案の通り決定することに賛成の委員は、挙手をお願いします。</p> <p>はい、賛成多数であります。</p> <p>よって原案の通り答申することに決定いたしました。</p> <p>なお、答申書の内容につきましては、私に一任させていただきたいと考えておりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>
委員	<p>はい。</p>
小林会長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、次にその他であります、事務局何かありますでしょうか。</p>
高橋係長	<p>はい。</p>
小林会長	<p>はい、高橋係長</p>
高橋係長	<p>それでは、私のほうから五泉市特定健康診査等実施計画（第4期）・五泉市国民健康保険データヘルス計画（第3期）案についてご説明いたします。</p> <p>事前に送付しました計画の原案をお願いいたします。</p> <p>これまでも計画に基づき、レセプトや統計資料等を活用することにより、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業に努めてまいりました。現行計画の期間は、平成30年度から令和5年度までの6年間となっており、今年度中に次期計画を策定すべく五泉市特定健康診査等実施計画策定委員会により検討を進めているところであります。お配りしました次期計画の原案につきましては、9月21日に開催した第1回五泉市特定健康診査等実施計画策定委員会におけるご意見や、関係機関からの助言等を踏まえて修正したものであり、大きく3部で構成されて</p>

	<p>おります。</p> <p>1 ページをお願いいたします。第1部 五泉市特定健康診査等実施計画であります。特定健康診査は、メタボリックシンドロームに着目した検査項目で実施し、被保険者の生活習慣病の予防、早期発見早期治療を目的としております。達成目標は、国の特定健康診査等基本指針に基づき、令和11年度における実施率を60%としております。ここ数年の実施率は、新型コロナウイルスの蔓延による受診控えの影響などもありまして、30%台後半で推移しております。今年度から新たな取り組みとしまして、ナッジ理論を活用した受診勧奨を行っており、引き続き、受診率向上に向けた取り組みを進めることとしております。</p> <p>14 ページをお願いいたします。第2部 五泉市データヘルス計画であります。計画の基本理念は、五泉市に住むすべての人の「健康寿命の延伸」としてしております。本市の健康課題を踏まえ、大きく2つの取り組みの方向性を設定しまして、糖尿病の重症化予防や脳血管疾患の発症予防に関する様々な保健事業に取り組むこととしております。</p> <p>その他、39 ページからは第3部 共通事項としまして、個人情報の保護や、資料編として現行計画の結果や用語集を記載しております。</p> <p>今後のスケジュールにつきましては、1月25日(木)に五泉市特定健康診査等実施計画策定委員会を開催し、計画をまとめた後、次回の運営協議会で確定版をお示しする予定であります。その後、パブリックコメントを経て、広く周知を進める予定であります。</p> <p>以上、計画案につきまして説明をさせていただきました。皆様からもご助言等をいただければと考えておりますので、ございましたら1月10日(水)までに事務局へお願いいたします。以上です。</p>
小林会長	<p>はい。</p> <p>他にその他ありますでしょうか。</p>
黒谷課長補佐	<p>はい。</p>
小林会長	<p>はい、黒谷課長補佐</p>
黒谷課長補佐	<p>それでは、私のほうからはその他の二といたしまして、次回の国保運営協議会についてお知らせいたします。</p> <p>次回、第3回の国民健康保険運営協議会では、令和5年度の国保特別会計予算の報告と令和6年度の予算案をご審議いただく予定としております。開催の日には来年2月7日の水曜日を予定しているところであります。</p> <p>日程が確定次第、ご案内いたしますので、ご出席のほどよろしく願いいたします。</p> <p>事務局からは以上であります。</p>

小林会長	はい。あとはその他、ないでしょうかね。
齋藤委員	はい。
小林会長	はい、齋藤委員。
齋藤委員	直接議案にかかわらないんですけど、結構前からなんですけど都道府県保険料の水準統一ですかね、そういうことが言われていて、国保新聞なんか見てもあまりよくわからないので、事務局の方からちょっと説明していただければなと思います。
小林会長	事務局説明いいですか。
風間市民課長	はい。
小林会長	はい、市民課長。
風間市民課長	今現在新潟県では保険料水準統一ということで、方向性について協議をしているところであります。まだ具体的にはどういうふうな形になるかというのは、これからの令和6年度から始まる国保の運営方針計画という中で定めていく予定であります、県からの資料によりますと、本県では保険料水準統一を、国民健康保険制度を将来にわたり堅持していくために必要な取り組みと位置付けた上で、第2期運営方針期間の目標を納付金ベースの統一及び保険料算定方式の統一と定め、段階的に取り組みを進めていくこととするということで、まずは納付金、今国民健康保険事業納付金ということで、県の方に納めてる納付金の統一を目指すということなんですけど、まだ具体的などというふうな形になるかというところまではまだ定まってないところでありますので、また、決まり次第お知らせしたいと思います。よろしくお願いたします。
小林会長	齋藤委員よろしいですか。
齋藤委員	はい、わかり次第、その都度お知らせいただければなと思います。
小林会長	はい。他に。
波塚委員	はい。
小林会長	はい、波塚委員。
波塚委員	直接議案にかかわらないことですが、政府の方が来年の秋に要するにマイナンバーカードに全部統一するということはお出されております。かなりいろんな不安を持たれてる方も多いためと思いますので、それへの対応するのは何か考えてますでしょうか。
風間市民課長	はい。

小林会長	はい、市民課長。
風間市民課長	保険証が秋に廃止になった時の対応として、国から具体的なことは、まだ示されていないところが多くあります。資格確認証につきましても、マイナンバーカードに紐付けを希望してない方ですとか、カードをお持ちでない方に交付する資格確認書につきましても、詳しい内容についてはまだ示されておりません。国は当分の間、マイナ保険証を保有していない方すべてに、申請によらず資格確認書を交付するということはお聞きしておりますが、具体的などという形でいつ頃からってというのは、まだはっきりしたところは示されていない状態です。
小林会長	はい。波塚委員。
波塚委員	ちょっと戻りますけども、さっきの県単位化の問題で、これ全国の情報ですけども、大阪ではもう既に統一されてる。基本的には高い方に合わせるというのが現状のようですので、そうならないようなことが必要ではないかということ意見をとしての申し述べておきます。
山田委員	はい。
小林会長	はい、山田委員。
山田委員	はい。先ほどの説明で、受診率、現在 30%っていう、これは今年度の受診率でしょうか。
小林会長	はい、市民課長
風間市民課長	令和 4 年度になります。
山田委員	はい。
小林会長	はい、山田委員。
山田委員	はい。応能応益割合をおおよそ 50% : 50% の割合で負担をするっていうふうなことがあるようなんですけれども、ちょっと資料ありませんが、おおよそ 50% ぐらいでやってるんですけど、それでやるよっていう約束事みたいなものはありますか。
高橋係長	はい。
小林会長	はい、高橋係長
高橋係長	はい。今ほど応益割応能割の 5 対 5 ということについてなんですけども、基本的にはそういったものを一応目指してやってるような状況になってます。ただ、たまたま所得の状況ですとか、入ってる方の被保険者

<p>小林会長</p>	<p>の数ですとかによっては、必ずしも5：5にはならないんですけども、基本的には5：5を目指すというような形で設定をしております。</p>
<p>山田委員</p>	<p>はい、山田委員。</p> <p>国からの支援で、例えば現物給付方式が採用された時に、受診者が増えることによって、国の方からペナルティで交付金が減ったということがあったわけなんですけど、現在は、例えばこの五泉市が独自の給付方法を取ったとしても、ペナルティっていうのは、今はないんでしょうかね。4・5年ぐらい前に、現物給付方式が採用された場合、政府の方としては、安易な受診が増える等の理由で、国からのペナルティは年齢関係なく、子供さん全員無料にしてもペナルティはないんでしょうか。</p>
<p>高橋係長</p>	<p>はい。</p>
<p>小林会長</p>	<p>はい、高橋係長。</p>
<p>高橋係長</p>	<p>はい。今ほどの件はこども医療費にかかる部分だと思うんですが、県単医療は、通院1回530円、入院1日1,200円といった上限があります。通常、国民健康保険で負担する7割を除いた3割が自己負担となりますが、こども医療費を利用した場合、県が国からもらう補助金（療養給付費負担金等）について、制限をかけるというふうな制度になっております。今現在、制限がかかっている状態です。</p> <p>ただ今後、報道によりますと、6年度以降にその部分を是正するような形で動きがあるというふうに聞いております。</p>
<p>小林会長</p>	<p>はい、他にないようでありますので、以上で本日の協議会を終了いたします。</p> <p>皆さん大変お疲れ様でございました。</p>

◎付帯議決等・・・・・・・・なし

午後 2 時 15 分 閉 会

五泉市国民健康保険運営協議会

(署名)

会長 小林泰訓

署名委員 杉山真弓